

○「薬事法の規定に基づき、成分の名称を記載しなければならない医薬部外品及び化粧品の成分を指定する件」の一部改正及び「薬事法第五十九条第六号及び第六十一条第四号の規定に基づき成分の名称を記載しなければならないものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品及び化粧品の成分」の一部改正について

(平成一三年二月二八日)

(医薬発第一四七号)

(各都道府県知事あて厚生労働省医薬局長通知)

平成一三年二月二八日厚生労働省告示第五八号及び同日厚生労働省告示第五九号をもって、それぞれ「昭和五五年九月厚生省告示第一六七号(薬事法の規定に基づき、成分の名称を記載しなければならない医薬部外品及び化粧品の成分を指定する件)」及び「薬事法第五十九条第六号及び第六十一条第四号の規定に基づき成分の名称を記載しなければならないものとして厚生労働大臣の指定する医薬部外品及び化粧品の成分(平成一二年九月厚生省告示第三三二号。以下、「新告示」という。)」の一部が改正されることとなったので、下記について御了知の上、貴管下関係業者に対し周知徹底を図られたい。

なお、公布の日(平成一三年二月二八日)から適用される改正後の昭和五五年九月厚生省告示第一六七号は平成一三年三月三一日をもって廃止され、平成一三年四月一日からは新告示が適用されるものである。

記

今回の改正は、新医薬部外品成分であるトランスフルトリンを含有する品目の承認に当たり、薬事法の規定に基づき、当該成分について、名称を記載しなければならない医薬部外品の成分とするものであること。